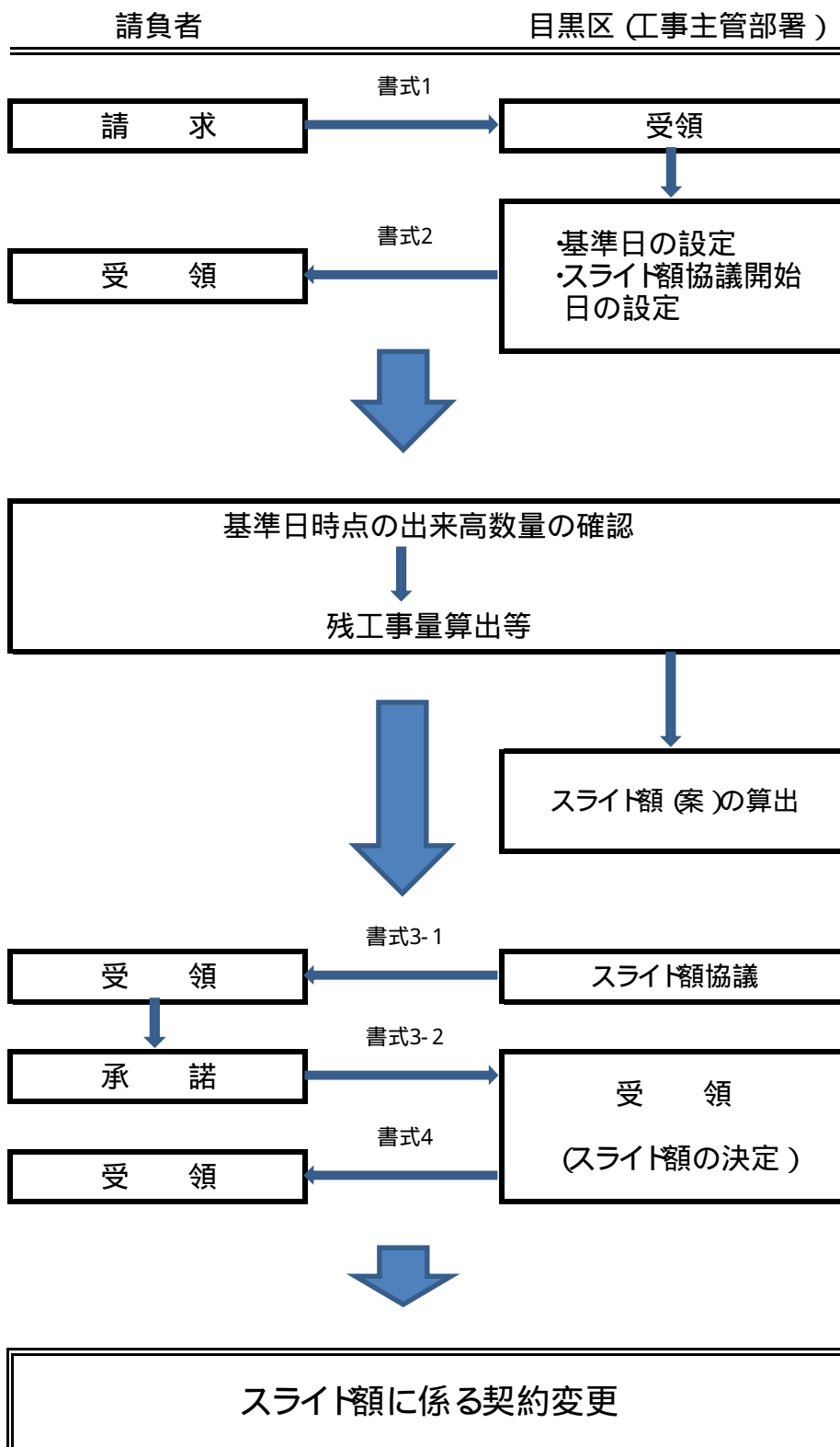


インフレスライドの手続フロー

別紙

～ 請求から契約変更手続きまでの基本的な流れ ～



基準日は、請求日から起算して14日以内に設定します。
(請求日を基本とします。)

工事主管部署は、出来高数量の確認を請求日から起算して14日以内に行います。

スライド額協議開始の翌日から起算して14日以内に協議によりスライド額を決定します。
(協議が整わない場合は、工事主管部局がスライド額を決定し通知します。)

スライド額が決定したら原則として速やかに契約変更を行います。
※ 契約変更の事務手続きは当該契約の契約担当部署と行ってください。